

## 前回の委員会でのご指摘について

- 1 前納制度・追納制度について ..... 1
- 2 前納・追納ができなかったケース等の影響について ..... 3

# 1 前納制度・追納制度について

## (1) 前納制度について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる前納制度がある。保険料の割引額は、年4分の利率による複利現価法によって算出される。(国民年金法施行令第8条第1項)

○ 前納する場合の保険料額(平成27年度)は以下のとおり。

納付方法		1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
定額保険料		15,590円	93,540円	187,080円	382,200円
前納	現金等	前納制度なし	92,780円 (▲760円)	183,760円 (▲3,320円)	前納制度なし
	口座振替	15,540円 (▲50円)	92,480円 (▲1,060円)	183,160円 (▲3,920円)	366,840円 (▲15,360円)

○ 前納する場合の付加保険料額は以下のとおり。

納付方法		1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
定額付加保険料		400円	2,400円	4,800円	9,600円
前納	現金等	前納制度なし	2,380円 (▲20円)	4,710円 (▲90円)	前納制度なし
	口座振替	400円 (▲0円)	2,370円 (▲30円)	4,700円 (▲100円)	9,220円 (▲380円)

## (2) 追納制度について

保険料の免除、若年者猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなる。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、当該期間の保険料をさかのぼって納める（追納）制度を設けている。

追納を行う場合には、追納に係る期間の各月の国民年金保険料の額に、国民年金法施行令第10条第1項で定める額を加算した保険料を納付することとされており、加算率については、満期が10年である国債の表面利率をもとに定められている。

○ 全額免除期間の保険料を平成26年度及び平成27年度に追納する場合の保険料額は以下のとおり。

追納対象の年度 ( ) 内は当時の保険料額	平成26年度に追納 する場合の額	平成27年度に追納 する場合の額	26年度と27年度 の差額
平成16年度の月分(13,300円)	14,750円	—	—
平成17年度の月分(13,580円)	14,790円	14,880円	90円
平成18年度の月分(13,860円)	14,840円	14,930円	90円
平成19年度の月分(14,100円)	14,880円	14,960円	80円
平成20年度の月分(14,410円)	15,000円	15,090円	90円
平成21年度の月分(14,660円)	15,070円	15,160円	90円
平成22年度の月分(15,100円)	15,340円	15,430円	90円
平成23年度の月分(15,020円)	15,130円	15,220円	90円
平成24年度の月分(14,980円)	14,980円	15,070円	90円
平成25年度の月分(15,040円)	15,040円	15,040円	—
平成26年度の月分(15,250円)	—	15,250円	—

## 2 前納・追納ができなかったケース等の影響について

年金事務所等の事務処理誤りにより前納保険料の納付ができなかった又は追納加算額が高くなった場合の影響については、以下のとおり。

### (1) 口座振替による前納ができなかったケース

例：平成27年4月に1年前納による口座振替ができなかった場合

	納付金額	割引額※	影響額
口座振替による1年前納額	183,160円	3,920円	—
1ヶ月後に判明	合計184,310円 (11ヶ月前納168,720円及び定額保険料1ヶ月分15,590円を現金で納付)	2,770円	1,150円 増
2ヶ月後に判明	合計184,810円 (10ヶ月前納153,630円及び定額保険料2ヶ月分31,180円を現金で納付)	2,270円	1,650円 増

※割引額・・・定額保険料15,590円を毎月納付している場合と比較した額

### (2) 追納加算額が高くなったケース

例：平成17年度の1年間の追納保険料の場合

	納付金額	加算額	影響額
平成27年3月に納付できた場合の追納額	1月14,790円（加算額1,210円） 合計177,480円	14,520円	—
平成27年4月に納付できた場合の追納額	1月14,880円（加算額1,300円） 合計178,560円	15,600円	1,080円 増

※平成17年度当時の保険料額：13,580円